

【監理団体に対する許可取消しの内容】

- 1 許可取消しを行った監理団体
 - (1) 監理団体名：国際産業振興事業協同組合
 - (2) 代表者職氏名：代表理事 芥川 晃
 - (3) 所在地：愛知県名古屋市西区名駅 2 丁目 4 番 3 号

- 2 処分内容
技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定に基づき、令和 5 年 12 月 22 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

- 3 処分理由
傘下の実習実施者における出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で、虚偽の監査報告書を外国人技能実習機構に提出したことから、技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号(同法第 25 条第 1 項第 2 号(同法第 39 条第 3 項))及び第 4 号(同法第 39 条第 1 項及び第 3 項)に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社アンリツ
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 竹中 祐子
 - (3) 所在地：岐阜県岐阜市茜部寺屋敷2丁目30番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）
令和2年12月23日認定「認2006034944」「認2006034946」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和5年12月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社岩本技建
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 岩本 健一
- (3) 所在地：熊本県阿蘇郡産山村大字田尻 1224 番地 5

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

令和 2 年 7 月 31 日認定「認 2013004412」「認 2013004413」
令和 4 年 1 月 7 日認定「認 2113005488」「認 2113005489」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 12 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：大久保 政行
 - (2) 代表者氏名：大久保 政行
 - (3) 所在地：茨城県結城郡八千代町大字野爪 228 番地 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）
令和2年6月5日認定「認 1903010914」「認 1903010915」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和5年12月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社かおる建設工業
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 芥川 薫
代表取締役 岸田 宏一
代表取締役 富澤 義孝
 - (3) 所在地：神奈川県座間市新田宿 491 番地の 8

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3 件）
令和 3 年 10 月 22 日認定「認 2104013176」「認 2104013177」「認 2104013178」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 5 年 12 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号(同法第 9 条第 6 号)に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：共立繊維有限会社
- (2) 代表者職氏名：取締役 矢野 節子
- (3) 所在地：愛媛県西予市城川町土居 1388 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（11 件）

- 平成30年5月25日認定「認 1811000810」「認 1811000811」
同年9月14日認定「認 1811004347」
令和元年10月2日認定「認 1911004200」「認 1911004201」
令和2年9月3日認定「認 2011002466」「認 2011002467」
同年9月30日認定「認 2011003164」
令和4年10月17日認定「認 2211001690」「認 2211001691」「認 2211001692」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号、第2号及び第5号の規定に基づき、令和5年12月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第16条第1項第1号、第2号(同法第9条第6号)及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社サンファミリー
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 土田 博士
代表取締役 山室 智司
- (3) 所在地：滋賀県長浜市石田町 1150 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (57 件)

令和 3 年 9 月 13 日認定 「認 2108004239」 「認 2108004240」 「認 2108004241」
同年 12 月 7 日認定 「認 2108017100」 「認 2108017101」 「認 2108017102」
令和 4 年 6 月 10 日認定 「認 2208003597」 「認 2208003598」 「認 2208003599」
「認 2208003600」
同年 8 月 22 日認定 「認 2208009607」 「認 2208009608」 「認 2208009609」
「認 2208009610」 「認 2208009611」 「認 2208009612」
「認 2208009613」 「認 2208009614」 「認 2208009615」
「認 2208009616」 「認 2208009617」 「認 2208009618」
令和 5 年 1 月 19 日認定 「認 2208027743」 「認 2208027744」 「認 2208027745」
「認 2208027746」 「認 2208027747」 「認 2208027748」
「認 2208027749」 「認 2208027750」 「認 2208027751」
「認 2208027752」
同年 4 月 5 日認定 「認 2208033115」 「認 2208033116」
同年 6 月 5 日認定 「認 2308002822」 「認 2308002823」 「認 2308002824」
「認 2308002825」
同年 6 月 22 日認定 「認 2308005742」 「認 2308005744」 「認 2308005745」
同年 6 月 29 日認定 「認 2308001448」 「認 2308001449」 「認 2308001450」
「認 2308001451」
同年 7 月 6 日認定 「認 2308009170」 「認 2308009171」 「認 2308009172」
「認 2308009173」 「認 2308009174」 「認 2308009175」
「認 2308009176」 「認 2308009177」 「認 2308009178」
「認 2308009179」 「認 2308009180」 「認 2308009181」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 12 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 違反により (罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号 (同法第 10 条第 9 号) 及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社サンライズ観光
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 濱崎 俊輔
代表取締役 濱崎 宗治
 - (3) 所在地：熊本県天草市天草町下田北 1296 番地 4

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）
令和 2 年 10 月 9 日認定「認 2013004977」「認 2013004978」「認 2013004979」
令和 3 年 10 月 19 日認定「認 2113004486」「認 2113004487」「認 2113004488」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 12 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働基準法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社田井健自動車
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 田井 誠
 - (3) 所在地：香川県三豊市豊中町本山甲 2253 番地 2

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1件）
令和3年7月27日認定「認 2110000691」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和5年12月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号(同法第9条第6号)に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社長野
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 和田 健次
- (3) 所在地：新潟県燕市吉田鴻巣 60 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（10 件）

令和 2 年 7 月 7 日認定「認 2005002145」「認 2005002146」「認 2005002147」
同年 7 月 31 日認定「認 2005002856」「認 2005002857」「認 2005002858」
令和 4 年 1 月 17 日認定「認 2105003827」
同年 10 月 21 日認定「認 2205002381」「認 2205002382」「認 2205002383」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 12 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社中英組
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 中水 雅之
 - (3) 所在地：滋賀県栗東市下戸山 1719 番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9件）

平成31年3月6日認定「認 1808041764」「認 1808041765」「認 1808041766」
令和2年4月13日認定「認 1908048648」「認 1908048649」「認 1908048650」
令和2年5月7日認定「認 2008000253」「認 2008000254」「認 2008000255」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和5年12月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号(同法第9条第6号)に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社樋口総業
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 樋口 健吾
- (3) 所在地：三重県鈴鹿市平田本町2丁目22番15号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7件）

- 令和元年12月19日認定「認 1906047499」「認 1906047500」
令和2年5月13日認定「認 1906057765」
同年5月28日認定「認 2006004825」
令和3年9月2日認定「認 2106011962」「認 2106011963」
同年12月3日認定「認 2106022955」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和5年12月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働基準法及び労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社藤建興業
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 藤田 一幸
 - (3) 所在地：大分県玖珠郡玖珠町大字太田字本村 255 番地 5

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

令和3年6月30日認定「認2112001394」「認2112001395」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和5年12月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：マルアイユニティー株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 山本 晴久
- (3) 所在地：愛知県豊橋市中岩田5丁目6番地17

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (98 件)

令和元年8月22日認定 「認1906027800」 「認1906027801」 「認1906027802」
「認1906027803」

同年10月11日認定 「認1906031978」 「認1906031979」

同年12月23日認定 「認1906052163」 「認1906052164」

令和2年3月18日認定 「認1906067603」 「認1906067604」 「認1906067605」
「認1906067606」 「認1906067607」 「認1906067608」
「認1906067609」 「認1906067610」 「認1906067611」
「認1906067612」

同年6月10日認定 「認2006008836」 「認2006008837」 「認2006008838」
「認2006008839」 「認2006008841」 「認2006008843」

同年7月2日認定 「認2006011952」 「認2006011953」 「認2006011954」
「認2006011955」 「認2006011956」 「認2006011957」
「認2006011958」 「認2006011959」 「認2006011960」
「認2006011961」

同年8月12日認定 「認2006018401」 「認2006018402」 「認2006018403」
「認2006018404」 「認2006018405」 「認2006018406」
「認2006018407」 「認2006018408」 「認2006018409」
「認2006018410」 「認2006018411」 「認2006018412」
「認2006018413」 「認2006018414」 「認2006018415」
「認2006018416」 「認2006018417」 「認2006018418」
「認2006018419」 「認2006018420」

同年8月20日認定 「認2006019158」 「認2006019159」 「認2006019160」
「認2006019161」 「認2006019162」 「認2006019163」
「認2006019164」 「認2006019165」 「認2006019166」
「認2006019167」

同年9月2日認定 「認2006017468」 「認2006017469」 「認2006017470」
「認2006017471」

同年9月9日認定 「認2006022051」 「認2006022052」 「認2006022053」
「認2006022054」 「認2006022055」 「認2006022056」
「認2006022057」 「認2006022058」 「認2006022059」
「認2006022060」

令和3年1月29日認定 「認2006039827」 「認2006039828」 「認2006039829」
「認2006039830」 「認2006039831」 「認2006039832」
同年4月15日認定 「認2106000259」 「認2106000260」 「認2106000261」
「認2106000262」 「認2106000263」 「認2106000264」
同年12月16日認定 「認2106025336」 「認2106025337」 「認2106025338」
「認2106025339」
令和4年10月17日認定 「認2206014351」 「認2206014352」 「認2206014353」
「認2206014354」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和5年12月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号(同法第10条第9号)及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社丸一佐野組
 - (2) 代表者職氏名：取締役 佐野 一也
 - (3) 所在地：北海道札幌市北区篠路一条5丁目18番6号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）
令和2年1月23日認定「認1901008595」「認1901008596」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和5年12月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号(同法第9条第6号)に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社村中手芸
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 村中 洋子
代表取締役 村中 秀行

(3) 所在地：富山県射水市安吉 65 番地 2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

令和元年8月28日認定「認 1907006712」

令和2年11月27日認定「認 2007006533」「認 2007006534」「認 2007006535」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、令和5年12月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること及び技能実習生との間で、技能実習計画と反する内容の取決めをしていたことから、技能実習法第16条第1項第1号及び第2号(同法第9条第6号)に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社明光建設
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 濱口 晃次
 - (3) 所在地：大阪府東大阪市友井2丁目6番17号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）
令和3年12月9日認定「認2108018344」「認2108018345」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和5年12月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：持永木材株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 持永 光志
- (3) 所在地：宮崎県都城市早鈴町 2040 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

令和 4 年 10 月 11 日認定「認 2213003939」「認 2213003940」「認 2213003941」
「認 2213003942」「認 2213003943」「認 2213003944」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 12 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社矢野繊維
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 矢野 勇記
- (3) 所在地：愛媛県西予市城川町土居 1388 番地 2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（19 件）

- 平成30年5月16日認定「認1811000814」「認1811000815」「認1811000816」
令和元年6月26日認定「認1911001761」「認1911001762」
同年10月8日認定「認1911004378」「認1911004379」「認1911004380」
令和2年5月13日認定「変認2011000010」「変認2011000011」
同年8月17日認定「認2011002552」「認2011002553」「認2011002554」
同年11月2日認定「認2011003549」「認2011003550」「認2011003551」
令和4年10月17日認定「認2211001648」
令和5年1月6日認定「認2211003647」「認2211003648」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号、第2号及び第5号の規定に基づき、令和5年12月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し、出入国又は労働に関する法令の規程に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第16条第1項第1号、第2号(同法第9条第6号)及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：屋良 潤
- (2) 代表者氏名：屋良 潤
- (3) 所在地：沖縄県浦添市経塚 811 番地 39

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

令和元年10月3日認定「認 1912011065」「認 1912011066」
令和2年9月16日認定「認 2012008297」「認 2012008298」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和5年12月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社横山造園土木
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 横山 和子
- (3) 所在地：千葉県八街市八街ろ 147 番地 51

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

令和3年5月31日認定「認 2104004343」「認 2104004344」

同年9月29日認定「認 2104019803」

同年12月1日認定「変認 2104001657」「変認 2104001658」「変認 2104001659」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和5年12月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ラクーン
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 大西 つくね
- (3) 所在地：大阪府大阪市大正区鶴町一丁目 11 番地 14 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

令和3年6月9日認定「認2008031900」「認2008031901」「認2008031902」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和5年12月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

出入国管理及び難民認定法違反により罰金の刑に処せられ、その執行を終えたこと、及び事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第2号及び第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。